

# 議会改善改革に関する審議報告書

令和6年3月

松伏町議会改善改革特別委員会

## 目 次

I	はじめに	2
II	改善改革の取組項目について	3
III	議会改善改革特別委員会の検討内容と結果	4
	1. 議案審議資料作成の効率化	4
	2. 町住民とのコミュニケーションの向上	5
	3. 開かれた議会（議会インターネット中継の導入）	7
	4. 一部事務組合議会での発言の情報共有	9
	5. 議員記章の着用	9
	6. 委員会委員長等や一部事務組合への派遣議員の選任	10
IV	資料編	12
	資料1 松伏町議会改善改革取組基本方針	12
	資料2 本会議におけるIT機器使用の申し合わせ事項	13
	資料3 埼玉県内町村議会本議会に係る インターネット配信実施団体	14
	資料4 議場設備改修等年次計画（案）	15
	資料5 松伏町議会議員記章着用規程	17
	資料6 委員会開催の経過	18
V	終わりに	19

# I はじめに

議会改革を進めなくてはならない社会潮流を踏まえ、改革を進めてきた経過があります。平成20年代には、地方分権推進に伴い議会の役割と権限が強化されている一方で、住民からは議会や議員の活動に対して厳しい目が向けられるようになり、地方議会自らが議会の活性化、議会の改革の取り組みを積極的に行い、会議の公開、議会報告会、住民との意見交換会の開催、議会モニター制度などによる住民との関係の強化と政策形成機能の強化の両面から進められてきました。

松伏町議会における議会改革については、特に平成16年には国の三位一体改革に伴う財政上の理由から松伏町緊急行財政健全化対策を進めるため、議員定数の削減、政務調査費の減額等に取り組みました。

また、平成24年には、町民の議会に対する関心の低さが目立ち、その対策として議会活性化委員会を立上げ、町議会の公開性や透明性を軸に信頼性の向上を図るための方策を検討してきました。

こうした状況の中、松伏町議会は、より一層町民の負託にこたえるため、令和4年9月26日に松伏町議会改善改革特別委員会を設置し、松伏町議会改善改革取組基本方針（令和4年11月28日委員会決定 **P12資料1参照**）を定めこれに基づき、開かれた議会及び議会の機能強化と活性化を目指すとともに、議会機能を不断に見直すことを目的として改善改革に取り組むことにしました。

改善改革における取組項目については、各議員から提案された27項目について検討することとしましたが、検討時間が限られていることや検討に時間を要する項目もあることから、優先度の高い項目から検討することとしました。

取組項目の検討結果を取りまとめるに当たり、これまで進めてきた松伏町議会における議会改善改革の成果をさらに推し進め、特に町民のための開かれた機能する議会を目指すことの重要性を強く改めて認識したところです。今後につきましても、活発な議論を通じて改革の方向性を探りながら課題に取り組んでいきたいと考えます。

議会改善改革の取組項目の検討結果について、後述のとおり取組項目別に報告します。

## 議会改善改革特別委員会委員

委員長	田口義博	副委員長	長谷川真也
委員	佐藤永子	委員	吉田俊一
委員	川上力	委員	砂川清時
委員	高野祐大		
オブザーバー	増田等（議長）		

## Ⅱ 改善改革の取組項目について

改善改革の取組項目については、各議員から、議会活動の中で改善・改革を図るべき項目について提案を募ったところ27項目がエントリーされました。検討時間が限られていることや検討に時間を要する項目もあることから、各議員から意見をいただきながら取組項目の順位付けを行い、優先度の高い項目から検討することとし、令和4年10月から令和5年12月まで12回の委員会を通して、次のとおり6つの項目について検討いたしました。

### 1 議案審議資料作成の効率化

予算や決算の審議時に使用する議案審議資料の作成において、執行部の負担が大きいことから負担軽減を図るため、①議案審議資料の電子化と議会事務局用端末にデータを収納、②タブレット端末導入によるペーパーレス化を図れないか検討するもの。

### 2 町住民とのコミュニケーションの向上

町議会と町民のコミュニケーション向上のために、①議会ホームページの充実、②町行事への参加促進、③議会だよりのページ増が図れないか検討するもの。

### 3 開かれた議会（議会インターネット中継の導入）

開かれた議会を目指し、いつでもどこでも議会内容を傍聴可能とし議会への関心を高めるために、インターネット中継が導入できないか検討するもの。

### 4 一部事務組合議会での発言の情報共有

一部事務組合の議会の議員は、構成各市町の議員の中から選挙で決めており、一部事務組合の議員は構成各市町の代表であるとも言えることから、一部事務組合議会での発言についてはある程度の配慮が必要である。発言する前にその発言内容について調整できないか検討するもの。

### 5 議員記章の着用

議員記章の着用について、松伏町議会として統一した考え方のもとで運用するために規定整備の検討をするもの。

### 6 委員会委員長等や一部事務組合への派遣議員の選任

議会運営委員会委員長、両常任委員会委員長等及び一部事務組合議会への派遣議員は選挙で決定することが原則だが、議会会派のバランスを考慮した選任方法をとっている。選任方法について疑義が生じているので、見直しできないか検討するもの。

### Ⅲ 議会改善改革特別委員会の検討内容と結果

#### 1. 議案審議資料作成の効率化

##### ①議案審議資料の電子化と議会事務局用端末にデータを収納

###### 提案内容

当初予算又は決算審議に際して、議案審議の資料を要求しているところであるが、資料のボリュームが多く作成にかかる時間や印刷に係る経費等において執行部の負担が大きくなっている。議案審議の資料の電子化を行い議会図書室のPCにデータを格納し、いつでも閲覧可能にしたらどうか。タブレットを導入しペーパーレス化を図ったらどうか。

###### 検討内容

- ・ ペーパーレスを推進するため、町HPに資料をアップして必要な議員は閲覧して情報を得るか紙の資料を要求するか、議会事務局設置の端末に審議資料のデータを格納し、必要な箇所について自分でプリントアウトする方法について検討する。
- ・ 今後タブレット等の導入について、実施している団体の規定等を調査する。また、自己所有のPCやタブレットにデータを格納して、それを議場に持ち込めるかどうか検討する。
- ・ 執行部の負担軽減を図るには、要求資料を極力少なくするしかない。要求する方は、それを踏まえて要求できるか検討する。加えて、議案審議資料の項目について、成果表への移行を検討する。

###### 検討結果

町HPへのアップについては、ペーパーレス化につながらないのであれば、執行部の負担が増えるだけであるので活用しないこととした。また、議会事務局の端末に審議資料のデータを格納することについては、試行的に実地することとした。ただし、議場にPC又はタブレットの持ち込(次の項目)ができない議員がいることを考慮し、当面の間は従来通り議案審議資料を準備することにした。

議案審議資料の作成にかかる負担軽減を図るには、資料の要求を減らす(項目数を減らす)ことが効果的である。資料要求時に精査をしながら、極力減らせるよう努めることとした。またペーパーレスが求められていることから、今後、タブレットの導入について検討する必要があると考えるが、検討に時間を要することや予算が不可欠となることから、一つの取組項目として検討進めることとした(次の項目)。議案審議資料の項目の成果表への移行については、負担軽減を図ることが難しいことから現状のままとするが、内容の充実に向けて適宜要望していくこととする。

##### ②タブレット端末導入によるペーパーレス化

###### 提案内容

議会運営には、膨大な量の議会資料を作成し印刷するため、経費がかかっていることや印刷物を配布するなど手間がかかっており、資料の内容に誤りがあった場合、訂正シールを貼付や正誤表の作成をするなど、最悪のケースはすべて作り直しになるケースもあり、以前から課題となっている。これらの課題を解決するためにタブレットの導入について検討したらどうか。

#### 検討内容

タブレットを導入している地方議会が増えており、その実態を把握する必要があるため、久喜市議会へ行政視察を行った。また、タブレットを導入しても議場で活用できる環境整備も必要なことから、タブレットを導入している地方議会の調査も並行して行った。

#### 検討結果

議会におけるペーパーレスを目的としたタブレットの導入には、一般的に会議システムのソフト（サイドボックス、モアノート等）を使用していることが分かった。また会議システムを利用するには、インターネット回線を介するので議場にWi-Fi環境整備が必要であることも分かり、音響やカメラの議場改修に関係があることから、議場改修と合わせて検討を進めることとし、今後の自治体DXの動向にも配慮しながら進めるべきであると結論付けた。

手始めに、議場でICT機器を活用できる環境づくりが必要であることから、まずは執行部とともに、議場にPC又はタブレットの持ち込みを可能にして、試行的に運用を行い課題について整理することとした。議場での使用については、松伏町議会会議規則第103条の規定に基づき、申し合わせ事項（**P13資料2参照**）を作成し運用することとした。

## 2. 町住民とのコミュニケーションの向上

### ①議会ホームページの充実

#### 提案内容

議会活動について、町民により早く提供できるように「見やすく」「分かりやすく」レイアウトを見直し、委員会等の活動においても内容の報告を追加してはどうか。

#### 検討内容

見たい情報がどこに格納されているか分かり難く、議会ホームページのレイアウトの見直しが必要であった。見たい情報がどこに格納されているか分かり易くすることを基本にホームページのレイアウトを検討した。また、近隣市町のホームページも参考に新たに追加するコンテンツについても検討した。

#### 検討結果

議会専用ホームページのトップページに項目を表記し見やすく改修し、新着情報の把握と議会からの周知情報を発信するために「お知らせ」のコンテンツを設定した。また議会運営委員会や常任委員会の活動内容が把握できるように、第一段階として会議の概要について掲載するようにした。加えて、議会制度を理解いただくために子供でも分かるような表記にして「誰にでもわかる議会制度について」と「議会用語集」を掲載した。

## ②町行事への議員参加の促進

### 提案内容

町の行事スケジュールを把握し積極的に参加することで、町民とのコミュニケーションを促進してはどうか。

### 検討内容

コロナ禍でもあったため、ここ数年は、町行事が開催することができず、参加できなかった。町の行事を全て事務局から情報提供してもらい、町行事への参加を議員間で割り振って積極的にすることができないかを検討した。また併せて、以前の議会改革の一環で、町審議会への参画を中止した経過があり、審議会の構成や活動の状況が分かり難いので、情報を把握できる方法について検討を行った。

### 検討結果

各行事については、議会を代表して議長が参加しているため、各議員については、今までのとおり月間予定表に記載して、主な行事について情報提供を事務局から行うことで把握することにした。現存する審議会の構成員や審議内容等については、関係各課に照会し現状を取りまとめ特別委員会へ報告を行った。審議会の内容に関しては、傍聴、常任委員会や全協を活用し情報共有を図っていくこととした。

## ③議会だよりの紙面のページ増（4月・10月）

### 提案内容

議会の内容を報告する唯一の手段である議会だよりは、財政上の理由からページ数に限りがあり、特に予算（3月定例会）や決算（9月定例会）では十分な報告がなされていない懸念がある。年4回発行のうち、この2回発行分だけでも増やすことができないか。

### 検討内容

議会広報発行特別委員会では、議会の内容を正確に分かり易く伝えようと、写真、見出しやイラスト等で工夫して編集を行っているが、一般質問や議案の数にもよるが、紙面が不足しており、苦慮しながら発行している。予算・決算時だけでも必要さを説明し予算を確保するよう努めることとした。

### 検討結果

令和5年度予算から増額が認められ、3月定例会及び9月定例会時の報告については、2ページ増やし対応することとした。

### 3. 開かれた議会（議会インターネット中継の導入）

#### 提案内容

町政や町議会について広く関心を持ってもらうきっかけづくりとして有効である。また、開かれた議会が求められる中で、中継を行っている市町村が多い。導入できないか。

#### 検討内容

- ・ 議会において「開かれた議会」を実現するため、全ての本会議についてインターネットを活用して、ライブ中継及び録画配信を実施したいことから、まず準備段階として、情報収集のために調査を実施し、システムの状況、運用状況、課題等を整理することとした。
- ・ インターネット中継の運用状況を参考とするため先進地視察を行うことを検討した。
- ・ 映像や音響機器は、円滑な議会運営、議事録作成の資料、議場外傍聴のために欠かせないものであり、これらの機器の経過年数を踏まえると速やかな更新が必要であることが判明した。まずは映像や音響機器の更新を優先した議場の改修を進めるべきと考え、インターネット配信やタブレット導入を想定した改修計画について検討した。

#### 検討結果

- ・ 県内の町村のインターネット配信の実施状況について、インターネットで調査（**P 14 資料3参照**）を行い23町村のうち9団体実施していることが判明した。その手法としては、会議録作成のための企業へ委託している町村がほとんどで、ユーチューブが1団体、ケーブルテレビが1団体であった。また、実施団体のうち半数以上が録画の配信を行っており、ライブで行っている町村は3団体であった。
- ・ 実施団体の予算額を調査したところ、業者委託によりライブ配信している町村は、約100万円以上かかっている。録画配信については、それ以下の金額となっており、ユーチューブの費用はかからないという結果であった。
- ・ 先進地（久喜市）行政視察の概要  
全国各地で議会改革が行われていた折に、議会の活動を住民に知ってもらいたいという考えから、議会中継を実施してきたと思われる。予算付けは難しかったが、議会としても委員会を立ち上げて入念に検討してきた経緯があり、そういった経緯をみて予算付けされたものと考ええる。久喜市が使用しているシステムには不具合は無い。録画したデータを委託業者がダウンロードして編集作業を行っている。

インターネット上に自分の発言内容や動画が公開されることから、注意しないといけないという自制心を働かせながら問題発言をしないよう、各議員が心の奥底にあるのではないかとの意見があった。

インターネット中継に関する費用対効果又は投票率向上については、具体的な効果はない。例えば、中継によって議員の注目度合が上げれば投票率に反映されるかもしれないが、判断は難しい。また、見ている人、傍聴している人は支援者か友達など固定され、広まっているかは不明である。実際の投票率は若干下がっている状況にある。

平成22年度からタブレットを導入している。執行部が導入していない状況にあり、事前通告なしの質問や質疑にすぐに対応できないことが今後の課題と考えている。Wi-Fiの関係については、パソコンが貸与されていたので、議場内及び各部屋でWi-Fiが使用できるように既に設置されていた。本会議の時も、議員は貸与や私物のパソコンを持参することも自由であったことから、タブレット導入時に支障はなかった。その後ペーパーレス化を理由にタブレットの導入時からデータの共有が始まった。タブレット検討委員会でデモを受け、サイドボックスとモアノートの2つを見比べて使いやすいサイドボックスを選定した。

- 先進地（久喜市）行政視察を終えて

久喜市と同様な設備をそろえることは金銭面で難しい。費用対効果もそれほど見込めないことから、議会の自己満足で終わらないようによく検討する必要がある。松伏町に置き換えて、どこまでやるのかで金銭面も変わってくる。自治体DXを進める中で、できる範囲で進めていくことがよい。お金をかけずユーチューブを利用する方法もある。議場の映像や音響設備の更新、インターネット配信の設備、ランニングコストにどの程度費用がかかるのか調査する必要がある。

- 松伏町では、議場外傍聴を可能とするため映像設備と音響設備が整っており、庁舎内のみであるが、ライブ映像で提供している。この映像を利用してインターネット配信ができないか3社に調査を依頼したところ、1社のみが可能と判断したが、設備に約240万円かかり、Wi-Fiの設定費用については、約300万円かかることが判明した。一方で、松伏町の映像や音響設備の老朽化が著しく更新時期が来ており、インターネット配信するには耐えられない状態となっている。そこで、インターネット中継を想定した映像、音響の更新にはどの程度の費用がかかるか3社に調査を行ったところ、平均で約2,500万円となることが判明した。

- 議場のカメラや音響機器の更新については、音響が平成12年に照明等と共に更新しており、平成25年9月に不具合を起こしモニター室の音響機器を更新している。カメラはそれ以前から設置したもので経過年

数については不明。映像・音響は議事録作成のための資料となっていることから、2,500万円の費用が必要となるが、これらの機器の更新を優先すべきである。機器の更新に多額の費用が掛かることから、ユーチューブを利用することで費用負担を軽減しこれを基本にインターネット配信を進める。試験的に現在ある画像データをユーチューブに配信することも考えられたが、準備に時間を要することや編集作業の実施体制が整わないことから、まずは年次計画（P15資料4参照）を作成して順次進めていくこととした。

#### 4. 一部事務組合議会での発言の情報共有

##### 提案内容

一部事務組合の議会の議員は、構成市町ごとに議会議員の中から選挙で決めており、一部事務組合の議員は構成各市町の代表であるとも言えることから、一部事務組合議会での発言についてはある程度の配慮が必要であり、発言する前にその発言内容について報告できないか。

##### 検討内容

一部事務組合の議員は松伏町の代表であるとも言えることから、質疑や質問がある場合、事前に町議会内で調整することは可能かどうか検討した。

##### 検討結果

一般質問を事前に説明することは時間的に余裕が無く難しいところはあるが、情報を共有するために情報提供は必要であるし、自分が行う発言内容について他の議員はどのように考えているのか考え方を知ることも大切であることから、事前に情報提供をするように努めることとした。

#### 5. 議員記章の着用

##### 提案内容

議場は厳粛な場所であるのにも関わらず、本会議に臨むにあたり議員バッジを着用しない場合がある。着用するようにしっかりと明文化し規定を整備してはどうか。

##### 検討内容

松伏町議会会議規則では、議員の品位の尊重として規定はあるものの議員バッジの着用についての具体的な規定は無い。着用させるには根拠が必要であるので明文化する必要がある。他議会の規定等を参考に案を検討することとした。

##### 検討結果

議会議員としての品位を保つことや、議員活動を通して議員であることの証とするため、議員バッジの着用は必要であると委員会の決定により、規定整備をすることとした。さいたま市、越谷市、伊奈町、美里町等

を参考に当特別委員会で松伏町議会議員記章着用規程（P 1 7 資料 5 参照）を作成し、このとおりの内容で了承された。

規程が令和5年12月定例会に係る議会運営委員会で承認され、令和5年12月5日の全員協議会で議員全員に説明を行い、議長決裁を受け同日に告示した。

## 6. 委員会委員長等や一部事務組合への派遣議員の選任

### 提案内容

議員の役職（正副議長、監査委員、議会運営委員会委員長等及び一部事務組合議会への派遣議員）の選任方法について疑義が生じているので、見直しできないか検討するもの。

### 検討内容

松伏町議会議員の役職については、正副議長、監査委員、議会運営委員会委員長、総務産業常任委員会委員長、文教民生常任委員会委員長、議会広報発行特別委員会委員長、松伏町を構成自治体とする一部事務組合の議会議員で合計20個の職が存在している。この20個ある職を、選挙で決定することを原則に会派を介して選任しているが、一部に疑義が生じているため、見直し可能か検討することとした。

- ・ 一部事務組合への派遣議員は、派遣された組合で議長や議会運営委員会委員長の充て職等があり、実績がある議員の派遣が好ましいことから、総務産業常任委員会委員長と文教民生常任委員会委員長を特定の一部事務組合に派遣が可能か検討した。
- ・ 正副議長は、越谷松伏水道企業団議員の兼務が決定していることから、正副議長が属する会派は、選任される職が限られてしまう現状がある。正副議長を会派のバランスを考慮し選任方法から除くことが可能かを検討した。

### 検討結果

- ・ 松伏町議会議員の役職の選任方法については、選挙を原則としつつ会派のバランスを考慮した選任方法を、全会派で一致した申し合わせ事項により決めている。選任する職の範囲を変更するには、全会一致が条件であることを確認した。
- ・ 現在の選任方法は、各会派への公平性を重視して決められたものである。常任委員会委員長の特定の一部事務組合に派遣すると、会派間で公平性を欠いてしまうので難しいと判断した。
- ・ 吉川松伏消防組合議会では、松伏町の派遣議員が議長を務めることになっていることから、ある程度の実績のある議員の派遣が必要になっている。今回の協議では結論が出なかったが、今後改革の中で継続して協議することが約束された。

- 正副議長を会派のバランスを考慮した選任方法で選任する役職から除くことについて協議を進めたが、結果として全会一致の賛同が得られず、現状のままとすることが決定された。協議のなかで、正副議長の選挙が地方自治法第118条の規定により一部の公職選挙法を準用し行われ、立候補制（「立候補する意思を明らかにする」事実行為をいう。以下に同じ。）を採用していないことから、透明性に課題があることが指摘された。これを受けて改善すべき点として立候補制を採用することに委員会で決定した。運用方法については、先進地の運用状況を参考に、本会議の日程又は休憩中、全員協議会等で行うかについて、各会派の代表者間で調整し検討していくことにした。

## IV 資料編

### ●基本方針

### 資料 1

#### 松伏町議会改善改革取組基本方針

##### 1. 議会改善改革の目標

地方分権が進展するなか、二元代表制のもと地方議会の果たす役割は重要性を増しており、議会活動の充実・強化を図るとともに、情報の公開、透明性の向上を図ることが一層求められている。

松伏町議会は、より一層、町民の負託にこたえるため、開かれた議会及び議会の機能強化と活性化を目指すとともに、議会機能を不断に見直すことを目的として改善改革に取り組むものとする。

##### 2. 松伏町改善改革特別委員会の位置づけ

議会改善改革に関する全ての事項について、協議・調整する場として基本的方向性を定め、委員会で決定すべきものは意思決定を行い、議会で決定すべきものは議会に諮り、改善改革を実行していくものとする。

なお、委員会の会議においては、各委員は事前に会派ごとに意見を調整して臨むこととし、各委員の意見を踏まえ慎重に進めるものとする。

##### 3. 委員会の開催

委員会の会議は、原則、月 1 回程度定例的に開催する。ただし、定例会の議会運営委員会が開催される月については、議会運営委員会開催日に特別委員会を開催する。委員会を開催ごとに 2 ヶ月先の日程を決定する。

##### 4. 改善改革項目

取組項目については、すべての項目ではなく出来る範囲で進めることにする。議会改革アンケートの結果を踏まえ、優先順位が高い項目から 3 つずつ検討していく。

##### 5. 報告書の作成と町への要望

検討した取組項目については、一つの報告書にまとめ上げ、今後の健全な議会運営に繋げていく。また、執行部と共に進める必要がある取組項目については要望するものとする。

## 本会議におけるIT機器使用の申し合わせ事項

## 1 目的

この申し合わせ事項は、松伏町議会の本会議において、タブレット端末及びノート型パソコン（以下「IT機器」という。）を使用するために必要な事項を定めることを目的とする。

## 2 議員（議会事務局含む）及び説明員のIT機器の持ち込み

（1）本会議においては、議長が許可したIT機器を持ち込むことができる。

（2）（1）で規定する議長の許可については、定例会又は臨時会毎に、開会日の前日までに事務局へ提出し、議長の許可を受けるものとする。

## 3 本会議でのIT機器の使用における禁止事項

（1）音声、操作音、受信音、着信音を発するなど会議の運営上支障となる行為。

（2）当該会議の目的外の用途に使用すること。

（3）審議・審査の内容を録画、録音及び撮影すること。

（4）外部と通信すること。

## 4 違反行為に対する処置

（1）議長は、前項の規定に違反する行為をした者、又はしようとする者に対しては、注意をするものとする。ただし、再三の注意によっても違反する行為が改められない場合は、IT機器の使用の停止を命ずるものとする。

（2）違反行為により、録画、録音及び撮影されたデータ等は、議長又は委員長の立会のもと、速やかに削除、廃棄しなければならない。

## 5 改正

（1）この申し合わせ事項は、社会状況の変化に応じて、適宜見直しを行うものとする。

（2）見直しを行う場合は、会派代表者会議で検討して決定する。

## 6 補則

本会議におけるIT機器使用に関して、この規定に定めのない事項については、議会運営委員会で協議する。

## ●埼玉県内町村議会本議会に係るインターネット配信実施団体

資料 3

団体名	ネット配信	内 容	委託有無
三芳町	○	You Tube チャンネル ライブ・録画	委託無
毛呂山町	△	ケーブルテレビ録画（一般質問）	業者へ委託
滑川町	○	録画配信（音声）	業者へ委託
川島町	○	録画配信	業者へ委託
吉見町	○	ライブ・録画配信	業者へ委託
鳩山町	○	録画配信（音声）	業者へ委託
東秩父村	△	庁舎内でライブ中継	—
上里町	○	録画配信（一般質問）	業者へ委託
寄居町	○	ライブ・録画配信	業者へ委託
宮代町	○	録画配信	業者へ委託
杉戸町	○	録画配信（一般質問）	業者へ委託
松伏町	△	庁舎内でライブ中継	—

※23団体中9団体でネット配信を行っている。

※インターネット検索により確認した。（令和5年5月末日現在）

○議場改修とインターネット配信整備の目的

議場の映像設備や音響設備は、設置以来25年以上経過しており老朽化が進み、故障が起きる可能性が高い。この映像設備及び音響設備は、議会運営、傍聴、会議録作成のための設備であり、この状態を放置することは適当ではない。また町民からは開かれた議会が求められ、各自治体の議会ではインターネットによる本会議のライブ配信や録画配信を実施している団体が多い。松伏町でも町民の声に応えるべく開かれた議会を充実させる必要が出てきている。以上の理由から、議場の改修とインターネット配信の準備を進める必要がある。

○議場改修等費用の平準化

議場の映像設備や音響設備を整備することは、いくつかの関連企業に何うと映像設備と音響設備がセットになった一連の議会システムを導入することになるので、段階的に進めることができず、また見積りを徴取したところ、平均で2,500万円の費用が掛かることが判明した。単年度でこれだけの負担が厳しいことから、リース案件として契約し、議会システムを導入することとし、費用の平準化を図ることとする。

○議会インターネット配信に伴う整備スケジュール概要

本会議のインターネット配信に伴う整備については、いくつかの前提条件の下でスケジュールを検討した。まず、配信整備から運用まで、議会が主体的に動けるよう（仮称）ICT推進特別委員会を立上げることとしている。経費削減のため、ユーチューブの活用を前提とし、画像データの加工も議員主体で行うことを想定している。手始めに一般質問の録画配信を行いながら1年程度検証し、最終的にライブ配信を行うこととしている。

なお、次ページで示しているスケジュール（案）は最短を想定しており、改選後の議会の状況、特別委員会立上げ後のインターネット配信事業の進捗状況、町のDX化の動向や財政状況等によっては、変更する可能性もある。

○議場改修とインターネット配信に向けた想定スケジュール(案) 資料4-2

年度	時期	内 容	その他
R6	R6.9	委員会立ち上げ	規定整備、インターネット配信の手法について検討 ↓ (仮称) インターネット配信実施要綱作成 ↓ 体制づくり検討 ↓ 一般質問編集 アップロード 検証
	R6.10	議場改修のための見積り徴収	
	R6.11	議場改修に係る予算要求 (wi-fi含む)	
	R6.12	予算ヒアリング	
R7	R7.4	起 工	↓ 体制づくり検討 ↓ 一般質問編集 アップロード 検証
	R7.5	指名委員会	
	R7.6	入札・契約	
	R7.7 ～ R7.8	議会改修の工期 (概ね2カ月)	
	R7.9	9月定例会	
	R7.10	一般質問録画配信	
	R7.12	12月定例会	
R8	R7.12	一般質問録画配信	一般質問編集 アップロード 検証 ↓ 一般質問編集 アップロード 検証 ↓ 一般質問編集 アップロード 検証 ↓ 一般質問編集 アップロード ↓ ライブ配信検討・調整 ↓ 機器調達予算要求
	R8.3	3月定例会	
	R8.4	一般質問録画配信	
	R8.6	6月定例会	
	R8.6	一般質問録画配信	
	R8.9	9月定例会	
	R8.10	一般質問録画配信	
	↓ ↓		
R9.4	機器調達		
R9.6	ライブ配信開始		

松伏町議会議員記章着用規程

令和 5 年 1 2 月 5 日

議会訓令第 3 号

(目的)

第 1 条 この規程は、松伏町議会（以下「議会」という。）の議長及び議員の記章着用に関して規定することを目的とする。

(記章の着用)

第 2 条 議会の議長及び議員は、議員としての自覚を持ち証とするため本会議場、各委員会及び視察等議員活動中は、一定の記章を着用するものとする。

(記章の形状)

第 3 条 記章は、全国町村議会議長会の指定したものとする。

(記章の貸与)

第 4 条 記章は、議会の議長若しくは議員に就任したとき、議会事務局から各 1 個貸与するものとする。

2 議長若しくは議員は、任期満了したときは記章を議会事務局に返還するものとする。

(貸与・譲与の禁止)

第 5 条 議員は、前条の規定により貸与された記章は、他に貸与、もしくは譲与してはならない。

(記章の引換及び再交付)

第 6 条 記章を損傷又は亡失したときは、議会事務局に申し出て、引換または再交付を受けるものとする。

2 前項の規定に基づき再交付に要する費用は、損傷を除き自己負担とする。

(効力)

第 7 条 記章は、記章が貸与された議員が当該職を退いたとき、その効力を失うものとする。

附 則

この規程は令和 5 年 1 2 月 5 日から施行する。

## ●委員会開催の経過

資料6-1

回	期 日	協 議 内 容
第1回	令和4年10月20日(木)	改善改革事項の進め方について ・特別委員会の位置づけ ・会議のスケジュール ・改善改革事項の検討の方法
第2回	令和4年11月28日(月)	①議案審議資料作成の効率化 ②町住民とのコミュニケーション ・議会ホームページを充実させる。 ・町民に親しみやすい情報発信を行う。 ・町行事の議員の参加を高める。 ③議会インターネット中継
第3回	令和4年12月19日(月)	①議案審議資料作成の効率化 ②町住民とのコミュニケーション ・議会ホームページを充実させる。 ・町民に親しみやすい情報発信を行う。 ・町行事の議員の参加を高める。 ③議会インターネット中継
第4回	令和5年1月20日(金)	①議案審議資料作成の効率化 ・町ホームページを介しての資料の閲覧について ・PC、タブレット等の持ち込みについて ②町住民とのコミュニケーション ・審議会の参画について ③議会インターネット中継
第5回	令和5年2月20日(月)	①タブレットの導入 ②町住民とのコミュニケーション ・審議会の参画について ③議会インターネット中継
第6回	令和5年4月25日(火)	①タブレットの導入 ・先進地視察について ②IT機器使用許可申請方法について ③議会インターネット中継
第7回	令和5年5月29日(月)	①議会インターネット中継 ②議員バッジの佩用について ③派遣議員について
第8回	令和5年8月29日(火)	①久喜市議会への行政視察について ②議会インターネット中継及びタブレットの導入について ③議員バッジの佩用について

回	期 日	協 議 内 容
第9回	令和5年9月28日(木)	①議会インターネット中継及びタブレットの導入について ②議員章の着用に係る規定整備について ③派遣議員について
第10回	令和5年10月20日(金)	①特別委員会、派遣議員について(選任) ②議会の地位向上について
第11回	令和5年11月28日(火)	①特別委員会、派遣議員について(選任) ②議会の地位向上について
第12回	令和5年12月19日(火)	①特別委員会、派遣議員について(選任) ②議会の地位向上について
第13回	令和6年2月7日(水)	①報告書の確認について

## V 終わりに

議会改善改革特別委員会は、これまで積み重ねてきた議会改革への取り組みを確かなものとするため、併せて議会活動を行う中で課題や問題を解決し効果的かつ効率的な議会運営を図るため議論を進めてきました。

これまで1年4ヶ月間の委員会での議論では、検討時間が限られていることや検討に時間を要してしまったことから、27個の取組項目中6個の取組項目について議論を進め、取組みが出来たものやある程度の方向性が確認できたものがありました。特に議会のICT化に向けた大きな課題について具体的な取組みは行っておりませんが、先進地視察での調査研究を行い、松伏町議会として今後の方向性を示せたことは大きな成果であると感じております。

各委員は、議論を通して、議会及び議員の責務を自覚しながら改革の重要性について再認識するとともに、求められている現状を的確に捉え、今後も不断の議会改革の必要性についても再認識することができました。

今後は新たな体制となりますが、継続的に進めてもらいたいと考えております。こうした改革に取り組むことで、町民のための開かれた機能する議会を目指していきます。